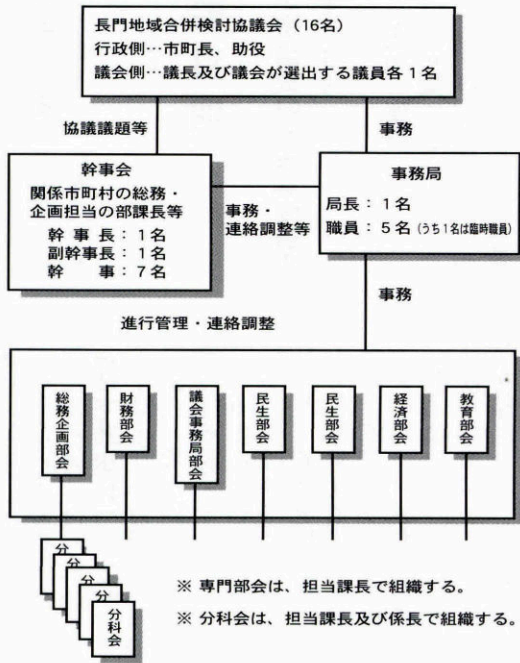


任意合併協議会と法定合併協議会

	任意合併協議会	法定合併協議会
設置の根拠	・法的根拠なし	・地方自治法第252条の2Ⅰ ・合併特例法第3条Ⅰ 「市町村合併をしようとする市町村は、合併協議会を置くものとする」
設置の手続	・関係市町村で要綱等により任意に定める	・地方自治法第252条の2Ⅰ、Ⅲ 「議会の議決を得て、関係市町村の協議により規約を定める」
組織	・関係市町村の合意の基に、合併に関して任意に協議・検討する組織	・合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項を協議・検討するために、法律に基づき設置される組織
役割	・要綱等の定めにより、合併に関する必要事項を協議・検討する	・合併特例法第3条Ⅰ ①合併市町村の建設計画に関する基本的な計画（市町村建設計画）の作成 ②市町村の合併に関する協議（合併協定項目の協議調整）
構成	・要綱等の定めにより、右の①と②など、法定合併協議会に準じた構成となる	・合併特例法第3条Ⅲ、Ⅳ ①関係市町村の議会議員 ②関係市町村の長その他の職員 ③学識経験者 (例)経済団体や住民団体の代表、県職員等
財政措置	・特別交付税措置	・特別交付税措置 ・合併準備補助金（国庫補助） 1団体当たり500万円 ・市町村建設計画案策定、合併協定項目調整補助（県費補助） 構成市町村数×250万円 (H14～16年度間通算)



長門地域合併検討協議会組織体系図



委員▼
早川 榮（長門市助役）
朝枝直人（三隅町助役）
江原吉朗（日置町助役）
長井昭満（油谷町助役）
松永巨弘（長門市議会議員）
田中 勤（三隅町議会議員）
佐藤和夫（日置町議会議員）
福田 博（油谷町議会議員）
田村哲郎（長門市議会推薦議員）
大草博輝（三隅町議会推薦議員）

長門地域 合併検討協議会委員

会長▼松林正俊（長門市長）
副会長▼江原 清（日置町長）
監事▼辻野史朗（三隅町長）
藤田芳久（油谷町長）

合併重点支援地域に 指定されました

国や県では、地域の取り組みを総合的かつ効果的に支援するため「市町村合併支援プラン」を策定し、財政的支援や人的支援など様々な支援策を講じています。

長門地域では、効率的に市町村合併を検討するにあたり、これらの支援策を有効に活用するため、「合併重点支援地域」としての指定を要請することについてを議題とし、慎重に審議がされ、指定の要請をすることが承認されました。

小川栄二
（日置町議会推薦議員）
緒方治郎
（油谷町議会推薦議員）

同日、一市三町の長、議会議長が山口県庁に辻田地域振興部長を訪ね、「合併重点支援地域」への指定を要請し、九月十二日付で指定されました。

これにより、長門地域の一市三町は県内三番目の「合併重点支援地域」となりました。

この指定により県から長門地域一市三町の任意協議会への財政支援や合併に関する啓発広報事業支援などを受けることができます。

出前講座のお申し込み、市町村合併に関するお問い合わせは、**役場企画課（☎32-11111）**へ

町職員の人事異動

10月1日付け
()内は旧所属

◆異動

【課長】
○企画課長兼企画情報係長
久永喜幸（企画課長）
【課長補佐】

○企画課長補佐
山口雅道（企画課長補佐兼企画情報係長）

◆派遣

○長門地域合併検討協議会事務局
山口雅道